

薬生衛発1227第1号
令和3年12月27日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（公 印 省 略）

出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）

出張理容・出張美容については、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知。以下「要領」という。）、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）」（令和元年10月16日付け薬生衛発1016第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知。以下「課長通知」という。）等をお示しし、ご対応いただいているところですが、今般、当課において、都道府県等（保健所を設置する市又は特別区を含む。以下同じ。）における出張理容・出張美容に関する条例の例を別添のとおりとりまとめましたので、情報提供いたします。

都道府県等によっては、条例又は要綱等において出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所に限定していない場合や都道府県知事（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）への届出・承認の規定を設けていない場合もあるものと承知していますが、出張理容・出張美容の対象者は、高齢者や疾病等を持つ方が多いことから特に衛生措置を確保することが求められること、又、最近の感染症に対する衛生観念・意識の高まりからも要領や課長通知でお示ししているとおり、必要に応じて条例又は要綱等を制定するなどにより、出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行っていただくようお願いいたします。

併せて、理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、都道府県等が理容師法（昭和23年法律第234号）又は美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、出張理容・出張美容の実施主体としてふさわしいと考えられる旨申し添えます。

出張理容・出張美容に関する条例の例

1. (1) 出張理容・出張美容の業を行うに当たって自治体への届出が必要とされている例【福島県、茨城県、
沖縄県、奈良市】（p 1）
(2) 出張理容・出張美容の業を行うに当たって自治体の承認が必要とされている例【高知県】（p 5）
2. 出張理容・出張美容の業を行うに当たって自治体への届出が必要とされ、さらに携行品、消毒設備等の
現物・現地確認が必要とされている例【船橋市、岐阜市、大分市、鹿児島市、山形市】（p 6）
3. 出張理容・出張美容の業を行うに当たって自治体への届出が必要とされ、その後講習の受講が義務づけ
られている例【埼玉県、越谷市】（p 18）
4. 出張理容・出張美容の業を行うに当たって実施主体を理容所・美容所の開設者に限定している例【沖縄
県、福井市】（p 22）
5. その他（社会福祉施設等では設置要件が緩和されている例）【東京都、足立区】（p 25）

＜ 1. (1) 出張理容・出張美容の業を行うに当たって自治体への届出が必要とされている例＞

		理容	美容
福島県	条例	○福島県理容師法施行条例(平成 12 年条例第 71 号) (理容所以外の場所で業を行うことができる場合) 第二条 政令第四条第三号の条例で定める場合は、次のとおりとする。 一 社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して理容を行う場合 二 刑務所、少年院その他これらに類する施設において理容を行う場合 三 停泊中の船舶において、当該船舶の船員であって上陸することができないものの求めにより理容を行う場合 (出張営業の届出) 第三条 理容所において理容の業を行っていない理容師が法第六条の二ただし書の規定により理容所以外の場所(福島市、郡山市又はいわき市の区域内に存する場所を除く。)において理容の業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る事項に変更を生じたとき又は理容所以外の場所において理容の業を行うことをやめたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。	○福島県美容師法施行条例(平成 12 年条例第 72 号) (美容所以外の場所で業を行うことができる場合) 第二条 政令第四条第三号の条例で定める場合は、次のとおりとする。 一 社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して美容を行う場合 二 刑務所、少年院その他これらに類する施設において美容を行う場合 三 停泊中の船舶において、当該船舶の船員であって上陸することができないものの求めにより美容を行う場合 (出張営業の届出) 第三条 美容所において美容の業を行っていない美容師が法第七条ただし書の規定により美容所以外の場所(福島市、郡山市又はいわき市の区域内に存する場所を除く。)において美容の業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る事項に変更を生じたとき又は美容所以外の場所において美容の業を行うことをやめたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
	施行細則	○福島県理容師法施行細則(昭和 44 年福島県規則第 7 号) (届出等) 第二条 次の各号に掲げる届出等は、当該各号に定める届出書等により行うものとする。 一～五 (略) 六 福島県理容師法施行条例(平成十二年福島県条例第七十一号。以下「条例」という。)第三条第一項の規定による理容所以外の場所における理容の業の開始の届出 理容師出張営業届(様式第八号) 七 条例第三条第二項の規定による届出事項の変更の届出 理容師出張営業変更届(様式第九号)	○福島県美容師法施行細則(昭和 44 年福島県規則第 8 号) (届出等) 第二条 次の各号に掲げる届出等は、当該各号に定める届出書等により行うものとする。 一～五 (略) 六 福島県美容師法施行条例(平成十二年福島県条例第七十二号。以下「条例」という。)第三条第一項の規定による美容所以外の場所における美容の業の開始の届出 美容師出張営業届(様式第八号) 七 条例第三条第二項の規定による届出事項の変更の届出 美容師出張営業変更届(様式第九号)

		八 条例第三条第二項の規定による理容所以外の場所における理容の業の廃止の届出 理容師出張営業廃止届(様式第十号)	八 条例第三条第二項の規定による美容所以外の場所における美容の業の廃止の届出 美容師出張営業廃止届(様式第十号)
茨城県	条例	○茨城県理容師法施行条例(平成 11 年条例第 61 号) (理容所以外の場所で業を行うことができる場合) 第 4 条 政令第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 社会福祉施設その他の施設で規則で定めるものに入所し、又は通所している者に対して当該施設において理容を行う場合 (2) 前号に定めるもののほか、政令第 4 条第 1 号に準ずるものとして規則で定める場合	○茨城県美容師法施行条例(平成 11 年条例第 62 号) (美容所以外の場所において業を行うことができる場合) 第 4 条 政令第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 社会福祉施設その他の施設で規則で定めるものに入所し、又は通所している者に対して当該施設において美容を行う場合 (2) 前号に定めるもののほか、政令第 4 条第 1 号に準ずるものとして規則で定める場合
	施行細則	○茨城県理容師法施行細則(平成 10 年茨城県規則第 10 号) (理容所以外の場所等) 第 6 条 条例第 4 条第 1 号の社会福祉施設その他の施設で規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。 (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設のうち、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 31 条に規定する身体障害者福祉センター (3) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設 (4) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設及び同条第 26 項に規定する福祉ホーム (6) 刑務所等の矯正施設 第 7 条 条例第 4 条第 2 号の規則で定める場合は、次に掲げる者のうち理容所に来ることが困難な者に対して、その者の自宅において理容を行う場合とする。 (1) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者	○茨城県美容師法施行細則(平成 10 年茨城県規則第 11 号) (美容所以外の場所等) 第 6 条 条例第 4 条第 1 号の社会福祉施設その他の施設で規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。 (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設のうち、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 31 条に規定する身体障害者福祉センター (3) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設 (4) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設及び同条第 26 項に規定する福祉ホーム (6) 刑務所等の矯正施設 第 7 条 条例第 4 条第 2 号の規則で定める場合は、次に掲げる者のうち美容所に来ることが困難な者に対して、その者の自宅において美容を行う場合とする。 (1) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

		(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 1 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (3) 知事の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者 (4) 介護保険法第 7 条第 3 項に規定する要介護者及び同条第 4 項に規定する要支援者	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 1 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (3) 知事の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者 (4) 介護保険法第 7 条第 3 項に規定する要介護者及び同条第 4 項に規定する要支援者
	要綱等	○ 茨城県出張理容・出張美容に関する衛生指導要綱 第4 出張業務開始届出等 1 出張業務を行おうとする理容師又は美容師は、その業務所又は業務の管理を行う場所の所在地を管轄する保健所長に様式第1号により出張業務の開始を届出なければならない。 なお、業務所若しくは業務の管理を行う場所の所在地が茨城県外である理容師又は美容師にあつては、主に出張業務を行おうとする地域を管轄する保健所長に届出のものとする。 2 前項の届出を受けた保健所長は、届出者の講じる衛生措置が適当なものであると認められるときは、出張業務開始届出済証(様式第2号)を交付するとともに出張業務一覧表(様式第3号)を調製し、それを備え付けるものとする。 3 営業者は、出張業務を行うときには前項の出張業務開始届出済証を携行し、その営業場所においてこれを掲示しなければならない。	
沖縄県	条例	○沖縄県理容師法施行条例(平成 12 年条例第 26 号) (理容所以外の場所で業務を行うことができる場合) 第4条 理容師法施行令(昭和 28 年政令第 232 号)第4条第3号の条例で定める理容所以外の場所で業務を行うことができる場合は、別表第3のとおりとする。 別表第3(第4条関係) (1) 刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して理容を行う場合 (2) 社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して理容を行う場合 (3) 理容所又は美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて理容を行う場合 (4) 前3号に掲げる場合のほか、特別の事情により知事が承認した場合	○沖縄県美容師法施行条例(平成 12 年条例第 27 号) (美容所以外の場所で業務を行うことができる場合) 第4条 美容師法施行令(昭和 32 年政令第 277 号)第4条第3号の条例で定める美容所以外の場所で業務を行うことができる場合は、別表第3のとおりとする。 別表第3(第4条関係) (1) 刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して美容を行う場合 (2) 社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して美容を行う場合 (3) 美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて美容を行う場合 (4) 前3号に掲げる場合のほか、特別の事情により知事が承認した場合
	施行細則	○理容師法施行細則(平成 10 年規則第 43 号) (理容師出張業届) 第8条 理容師は、法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において理容の業を行おうとするときは、あらかじめ理容師出張業届(第 11 号様式)を知事に提出しなければならない。	○美容師法施行細則(平成 10 年規則第 44 号) (美容師出張業届) 第8条 美容師は、法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行おうとするときは、あらかじめ美容師出張業届(第 11 号様式)を知事に提出しなければならない。

奈良市	条例	○奈良市理容師法施行条例(平成 24 年条例第 62 号) (理容所以外の場所で業務を行うことができる場合) 第2条 令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。 (1) 理容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その居宅で理容を行う場合 (2) 児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して理容を行う場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして市長が定める場合	○奈良市美容師法施行条例(平成 24 年条例第 61 号) (美容所以外の場所で業務を行うことができる場合) 第2条 令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。 (1) 美容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その居宅で美容を行う場合 (2) 児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して美容を行う場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして市長が定める場合
	施行細則	○奈良市理容師法施行細則(平成 14 年規則第 23 号) (出張営業の届出) 第2条 法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所においてその業を行おうとする者は、理容出張営業届(別記第1号様式)に、省令第 19 条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添えて市長に届け出なければならない。ただし、省令又はこの規則の規定により既に当該診断書が提出されている者にあつては、当該診断書の添付を要しないものとする。 2 前項の届出書を提出する場合には、理容師免許証又は理容師免許証明書を提示しなければならない。	○奈良市美容師法施行細則(平成 14 年規則第 22 号) (出張営業の届出) 第2条 法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所においてその業を行おうとする者は、美容出張営業届(別記第1号様式)に、省令第 19 条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添えて市長に届け出なければならない。ただし、省令又はこの規則の規定により既に当該診断書が提出されている者にあつては、当該診断書の添付を要しないものとする。 2 前項の届出書を提出する場合には、美容師免許証又は美容師免許証明書を提示しなければならない。

< 1. (2) 出張理容・出張美容の業を行うに当たって自治体への承認が必要とされている例 >

		理容	美容
高知県	条例	○高知県理容師法施行条例(平成12年条例第13号) (出張理容) 第6条 政令第4条第3号の規定による理容所以外の場所において業を行うこと(以下この条において「出張理容」という。)ができる場合は、次のとおりとする。 (1) 司法警察職員等の求めにより、被疑者等に対して理容を行う場合 (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して理容を行う場合 (3) 理容所のない地域に居住する者に対して、その居住地で理容を行う場合等知事が特別の理由があると認めた場合 <u>2 前項第3号の場合において、出張理容を行おうとする者は、あらかじめ、その期間、回数、場所、対象人員及び理由を記載した書面に理容師免許証の写しを添えて、知事に申請し、その承認を受けなければならない。</u> 3 知事は、前項の承認を行ったときは、当該申請をした者に出張理容承認証を交付するものとする。 4 第1項第3号の場合において、出張理容を行う者は、出張理容中常に前項の出張理容承認証を携帯しなければならない。	○高知県美容師法施行条例(平成12年条例第14号) (出張美容) 第6条 政令第4条第3号の規定による美容所以外の場所において業を行うこと(以下この条において「出張美容」という。)ができる場合は、次のとおりとする。 (1) 司法警察職員等の求めにより、被疑者等に対して美容を行う場合 (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して美容を行う場合 (3) 美容所のない地域に居住する者に対して、その居住地で美容を行う場合等知事が特別の理由があると認めた場合 <u>2 前項第3号の場合において、出張美容を行おうとする者は、あらかじめ、その期間、回数、場所、対象人員及び理由を記載した書面に美容師免許証の写しを添えて、知事に申請し、その承認を受けなければならない。</u> 3 知事は、前項の承認を行ったときは、当該申請をした者に出張美容承認証を交付するものとする。 4 第1項第3号の場合において、出張美容を行う者は、出張美容中常に前項の出張美容承認証を携帯しなければならない。
	施行細則	○高知県理容師法施行細則(平成5年規則第5号) (様式) 第5条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(10) (略) (11) 条例第6条第2項の規定による出張理容承認申請書 別記第11号様式 (12) 条例第6条第3項に規定する出張理容承認証 別記第12号様式	○高知県美容師法施行細則(平成5年規則第6号) (様式) 第5条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(10) (略) (11) 条例第6条第2項の規定による出張美容承認申請書 別記第11号様式 (12) 条例第6条第3項に規定する出張美容承認証 別記第12号様式

＜ 2. 出張理容・出張美容の業を行うに当たって自治体への届出が必要とされ、さらに携行品、消毒設備等の現物・現地確認が必要とされている例＞

		理容	美容
船橋市	条例	○船橋市理容師法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例(平成24年条例第47号) (理容所以外の場所で業を行うことができる場合) 第4条 政令第4条第3号に規定する場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して理容を行う場合 (2) 演芸等(演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。)に出演する者に対して、その演芸等の直前に理容を行う場合	○船橋市美容師法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例(平成24年条例第48号) (美容所以外の場所で業を行うことができる場合) 第4条 政令第4条第3号に規定する場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して美容を行う場合 (2) 演芸等(演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ又は聞かせるものをいう。)に出演する者に対して、その演芸等の直前に美容を行う場合
	要綱等	○船橋市出張理容・出張美容に関する衛生管理指導要綱 (出張業務を行うことができる者) 第4条 出張業務を行うことができる者は、理容師又は美容師(以下「理・美容師」という。)であって、次の各号に該当する者とする。 ① 船橋市内において理容師法第11条の2の規定による確認を受けた理容所又は美容師法第12条の規定による確認を受けた美容所(以下「理・美容所」という。)の従業者であって、当該理・美容所の洗浄、消毒設備を利用できる者 ② 出張業務に必要な器具類の洗浄、消毒設備を有する者 (衛生措置) 第5条 出張業務を行う場合に講じなければならない衛生措置は別表のとおりとする。 (出張業務開始の届出等) 第6条 第4条第2号に規定する者が市内において出張業務を行おうとする場合は、出張業務届(様式第1号)に結核、感染性の皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書(発行1か月以内のもの)を添付し、出張業務を行う際の携行品及び消毒用品を提示し、あらかじめ船橋市保健所長(以下「保健所長」という。)に届け出なければならない。 2 前項の届出を受けた保健所長は、届出者の講じる衛生措置が適当なものであると認められるときは、出張業務届に収受印を押印したのち、写しを交付するものとする。 3 出張業務届の写しの交付を受けた理・美容師は、出張業務を行うときには、当該写しを常に携帯し、関係者の求めがあったときは、これを提示しなければならない。 (変更届出等) 第7条 出張業務を行う理・美容師は、前条第1項の規定により届け出た事項のうち理・美容師の氏名、住所、連絡先に変更を生じたとき、又はその出張業務を行わなくなったときは、出張業務(変更・廃止)届(様式第2号)により、すみやかに保健所長に届け出なければならない。	

		別表 船橋市出張理容・出張美容における衛生措置 <u>第2 携行品等</u> 出張業務を行う際には、次の器具等を携行すること。 <u>1 洗浄及び消毒済みのはさみ等の器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できる容器</u> <u>2 使用済みのはさみ等の器具を、安全に収納できる容器</u> <u>3 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの</u> <u>4 外傷に対する救急措置に必要な薬品及び衛生材料</u> <u>5 手洗いに必要な石けん、消毒液等</u> <u>第3 管理</u> 1 作業環境の管理 (1) 作業を行う部屋(場所)には、みだりに犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。 (2) 作業終了後は、作業を行う部屋(場所)の清掃を十分行い、清潔にすること。 2 携行品等の管理 (1) <u>洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。</u> (2) <u>血液の付着した器具又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。</u>
岐阜市	条例	○岐阜市理容師法施行条例(平成 21 年条例第 48 号) (出張理容を行うことができる場合) 第 1 条の 4 理容師法施行令(昭和 28 年政令第 232 号)第 4 条第 3 号の規定により条例で定める理容所以外の場所で業を行うことができる場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して理容を行う場合 (2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の事情があるものとして認める場合 (出張理容の届出) <u>第 2 条 市内で出張理容を行おうとする理容師は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。</u> 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき又は出張理容をやめたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 3 市長は、前 2 項の規定による届出をすべき者が、正当な理由がなく当該届出をせず、又は虚偽の記載をして当該届出をしたときは、そ ○岐阜市美容師法施行条例(平成 21 年条例第 49 号) (出張美容を行うことができる場合) 第 1 条の 4 美容師法施行令(昭和 32 年政令第 277 号)第 4 条第 3 号の規定により条例で定める美容所以外の場所で業を行うことができる場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して美容を行う場合 (2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の事情があるものとして認める場合 (出張美容の届出) <u>第 2 条 市内で出張美容を行おうとする美容師は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。</u> 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき又は出張美容をやめたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 3 市長は、前 2 項の規定による届出をすべき者が、正当な理由がなく当該届出をせず、又は虚偽の記載をして当該届出をしたときは、そ

	その者に対し、相当の期限を定めて、当該届出を行い、又は当該届出の内容を是正すべきことを勧告することができる。 <u>(出張理容消毒設備等の検査及び確認)</u> 第 3 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、出張理容消毒設備等について市長の検査を受け、法第 9 条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 2 市長は、前項の検査を受けるべき者が、正当な理由がなく当該検査を受けず、又は前項の確認を受けずに出張理容を行ったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該検査を受け、又は当該確認を受けるべきことを勧告することができる。 (公表) 第 4 条 市長は、第 2 条第 3 項及び前条第 2 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。 (出張理容等の立入検査) 第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、その職員に、出張理容消毒設備等を管理する場所又は出張理容を行う場所に立ち入り、法第 9 条の措置の実施状況を検査させることができる。 2 前項の職員は、理容師法施行規則(平成 10 年厚生省令第 4 号)第 28 条に規定する環境衛生監視員とする。 3 第 1 項の規定により検査を行う環境衛生監視員は、環境衛生監視員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	の者に対し、相当の期限を定めて、当該届出を行い、又は当該届出の内容を是正すべきことを勧告することができる。 <u>(出張美容消毒設備等の検査及び確認)</u> 第 3 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、出張美容消毒設備等について市長の検査を受け、法第 8 条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 2 市長は、前項の検査を受けるべき者が、正当な理由がなく当該検査を受けず、又は前項の確認を受けずに出張美容を行ったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該検査を受け、又は当該確認を受けるべきことを勧告することができる。 (公表) 第 4 条 市長は、第 2 条第 3 項及び前条第 2 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。 (出張美容等の立入検査) 第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、その職員に、出張美容消毒設備等を管理する場所又は出張美容を行う場所に立ち入り、法第 8 条の措置の実施状況を検査させることができる。 2 前項の職員は、美容師法施行規則(平成 10 年厚生省令第 7 号)第 28 条に規定する環境衛生監視員とする。 3 第 1 項の規定により検査を行う環境衛生監視員は、環境衛生監視員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
施行細則	○岐阜市理容師法施行細則(昭和 60 年規則第 31 号) <u>(出張理容の届出)</u> 第 10 条 条例第 2 条第 1 項の規定により出張理容を行う旨を届けようとする理容師は、出張理容届出書(様式第 9 号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 <u>(1) 理容師免許証の写し</u>	○岐阜市美容師法施行細則(昭和 60 年規則第 32 号) <u>(出張美容の届出)</u> 第 10 条 条例第 2 条第 1 項の規定により出張美容を行う旨を届けようとする美容師は、出張美容届出書(様式第 9 号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 <u>(1) 美容師免許証の写し</u>

	(2) <u>結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書</u> (3) <u>理容所が法第 11 条の 2 の確認を受けていることを証する書類(理容所の従業者である理容師がその理容所の消毒設備を使用する場合に限る。)</u> 2 前項の規定にかかわらず、市内の理容所の従業者である理容師にあつては、同項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。 3 第 1 項の規定にかかわらず、岐阜県理容師法施行条例(平成 12 年岐阜県条例第 5 号。以下「県条例」という。)第 5 条第 1 項の規定による届出を行った理容師にあつては、第 1 項各号に掲げる書類の添付に代えて、岐阜県理容師法施行細則(昭和 34 年岐阜県規則第 160 号)第 11 条第 1 項の出張理容届出済証の写しを添付することができる。 (出張理容に係る変更の届出) 第 11 条 条例第 2 条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定により届け出た事項に変更があつた旨を届け出ようとする者は、出張理容変更届出書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。 (出張理容に係る廃止の届出) 第 12 条 条例第 2 条第 2 項の規定により出張理容をやめた旨を届け出ようとする者は、出張理容廃止届出書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。 (出張理容届出済証) 第 13 条 市長は、出張理容届出書又は出張理容変更届出書の提出があつたときは、出張理容届出済証(様式第 12 号)を交付するものとする。 2 理容師は、出張理容を行う際には、前項の規定により交付された出張理容届出済証を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 3 第 1 項の規定により交付された出張理容届出済証を破り、汚し、又は失つたときは、出張理容届出済証再交付申請書(様式第 13 号)により、出張理容届出済証の再交付を申請することができる。	(2) <u>結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書</u> (3) <u>美容所が法第 12 条の確認を受けていることを証する書類(美容所の従業者である美容師がその美容所の消毒設備を使用する場合に限る。)</u> 2 前項の規定にかかわらず、市内の美容所の従業者である美容師にあつては、同項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。 3 第 1 項の規定にかかわらず、岐阜県美容師法施行条例(平成 12 年岐阜県条例第 6 号。以下「県条例」という。)第 5 条第 1 項の規定による届出を行った美容師にあつては、第 1 項各号に掲げる書類の添付に代えて、岐阜県美容師法施行細則(昭和 34 年岐阜県規則第 161 号)第 11 条第 1 項の出張美容届出済証の写しを添付することができる。 (出張美容に係る変更の届出) 第 11 条 条例第 2 条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定により届け出た事項に変更があつた旨を届け出ようとする者は、出張美容変更届出書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。 (出張美容に係る廃止の届出) 第 12 条 条例第 2 条第 2 項の規定により出張美容をやめた旨を届け出ようとする者は、出張美容廃止届出書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。 (出張美容届出済証) 第 13 条 市長は、出張美容届出書又は出張美容変更届出書の提出があつたときは、出張美容届出済証(様式第 12 号)を交付するものとする。 2 美容師は、出張美容を行う際には、前項の規定により交付された出張美容届出済証を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 3 第 1 項の規定により交付された出張美容届出済証を破り、汚し、又は失つたときは、出張美容届出済証再交付申請書(様式第 13 号)により、出張美容届出済証の再交付を申請することができる。
--	--	--

		(出張理容消毒設備等検査確認済証の交付) 第 14 条 市長は、条例第 3 条第 1 項の確認をしたときは、出張理容消毒設備等検査確認済証(様式第 14 号)を交付するものとする。 (出張理容消毒設備等の検査の省略) 第 15 条 条例第 3 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる者が出張理容を行う場合とする。 (1) 理容所の従業者であって、その理容所の消毒設備を利用する理容師 (2) 県条例第 6 条第 1 項の確認を受けた理容師	(出張美容消毒設備等検査確認済証の交付) 第 14 条 市長は、条例第 3 条第 1 項の確認をしたときは、出張美容消毒設備等検査確認済証(様式第 14 号)を交付するものとする。 (出張美容消毒設備等の検査の省略) 第 15 条 条例第 3 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる者が出張美容を行う場合とする。 (1) 美容所の従業者であって、その美容所の消毒設備を利用する美容師 (2) 県条例第 6 条第 1 項の確認を受けた美容師
大分市	要綱等	○大分市出張理容・出張美容衛生指導要領(平成27年1月1日大分市保健所衛生課) 第3 利用者の範囲 利用者の範囲は、理容師法施行令第4条及び美容師法施行令第4条で規定するほか、次のとおりとする。 1 利用者が在宅の場合 疾病や事故等により概ね1カ月以上にわたり寝たきり或いは自力では起床できない状態にあつて、当面その状態が続くことが見込まれ、業務の必要があると認められる者。なお、主治医が治療に当たっている在宅患者については、事前にその主治医の了解を得ること。 2 利用者が入院の場合 入院中の医療機関等に理・美容所が設置されておらず、かつ前項の状態にある入院患者。なお、事前に当該医療機関等の長の承諾を得ること。 3 利用者が入所の場合 生活保護施設、婦人保護施設、児童福祉関係施設、身体障害者福祉関係施設、老人福祉関係施設、知的障害者福祉関係施設等に入所している者のうち、やむを得ない理由により 理・美容所 に来ることができない者。なお、事前に当該施設の長又は管理者の承諾を得ること。 4 利用者が収容の場合 刑務所、警察署、留置場等司法関係機関の施設に収容されている者。 第4 衛生措置 2 携行品等 業務を行う場合は、次の器具等を携行すること。なお、業務に必要な器具、布片等の数量は、利用者数を考慮し、衛生措置を講ずるに必要な数とすること。 (1) 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの (2) 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を安全に収納できるもの (3) 消毒された布巾類・タオルとこれらを衛生的に収納できるもの (4) 外傷用救急処置薬品及び衛生材料 (5) 石ケン、消毒液等	

(6) 清掃用具

(7) その他業務に必要な器具布片等

第5 管理施設の設置

理・美容所に所属しない理・美容師が業務を行おうとする場合は、携行品等を保管し、消毒等を行うため、業務の管理施設を設置し、次の措置を講ずること。

(1) 常に清潔に保つこと。

(2) 消毒設備を設けること。

(3) 換気を十分に行うこと。

(4) 隔壁等により外部と区分し、ねずみ昆虫等の侵入を防止できる構造とすること。

(5) 器具類の洗い場には、排水設備を設けること。

(6) 消毒済みの器具と未消毒の器具とに区別して保管する設備を設けること。

(7) 業務に必要な器具及び布片を備えること。

第6 出張業務の届出等

1 業務を行える者は、原則として、理・美容所を開設している理・美容師又は理・美容所に所属し、施設の消毒設備を利用できる理・美容師とする。

これによらない場合は、業務に必要な布片類、器具類を備え、その洗浄・消毒が行える設備を有する理・美容師とする。

2 出張理・美容の届出は次の者が行うこととする。

(1) 被雇用者である理・美容師が、雇用者の事業の一環として行う場合は雇用者

(2) (1)以外の場合は、業務を行う理・美容師

3 業務を行おうとする理・美容師は、出張業務届出書(別記様式第1号)を、業務開始予定日までに十分な余裕をもって、保健所長に提出するものとする。

なお、営業施設若しくは業務の管理施設の所在地が大分市外である理・美容師が施術場所を大分市内とする時も同様とする。

4 前項の届出を受けた保健所長は、届出者の講じる衛生措置が適当なものであると認められるときは、出張業務届出済証(別記様式第2号)を交付するとともに出張業務一覧表(別記様式第3号)を作成するものとする。

5 理・美容師は、業務を行うときは、前項の出張業務届出済証を携行するとともに、施術場所において、これを掲示しなければならない。

6 出張業務届出書の有効期間は、5年以内とする。

7 理・美容所に所属していない者が出張業務届出書を提出する場合にあっては、出張業務管理施設設置届(別記様式第4号)及び結核、皮膚疾患の有無に関する医師の診断書を提出し、保健所長から携行する器具類等の確認を受けなければならない。

8 自動車により移動して出張業務を行う場合にあっては、出張業務移動(理容・美容)車設置届(別記様式第5号)を提出しなければならない。

9 業務を行ったときは、出張業務記録簿(別記様式第6号)に記録し、2年間保存し、保健所長から提出を求められた場合は提出しなければならない。

第7 変更届等

		1 出張業務届出者は、届出事項のうち次に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく保健所長に届出事項変更届(別記様式第7号)を提出するものとする。ただし、営業施設において、理容師法又は美容師法の規定により同一の事項について変更の届出が行われている場合は、この限りでない。 ア 営業者の氏名又は住所 イ 営業施設又は業務の管理施設の名称又は所在地 ウ 従業者として届出のある理・美容師の氏名 2 営業施設若しくは業務の管理施設の所在地が大分市外である営業者は、前項に掲げる事項の他、次に掲げる事項について変更を生じたときも前項の規定による変更の届出を行うものとする。 ア 携行品のうち衛生措置に係るものの内容及び数量 イ 衛生措置の方法 3 営業者は、業務を行わなくなったときは、保健所長に出張業務廃止届(別記様式第8号)を提出するものとする。 4 営業者は、第6の規定に基づき保健所長から交付された出張業務届出済証を亡失又は汚損したときは、出張業務届出済証再交付申請書(別記様式第9号)により再交付を申し出ることができる。 5 保健所長は、前項の規定による申し出があったときは、出張業務届出済証を再交付するものとする。
鹿児島市	条例	○鹿児島市理容師法施行条例(平成24年条例第59号) (出張理容ができる場合) 第4条 政令第4条第3号の条例で定める出張理容ができる場合は、次のとおりとする。 (1) 警察官署、刑務所又は拘置所の長の求めに応じてこれらの施設に収容されている者に対して理容を行う場合 (2) 社会福祉施設の管理者の求めに応じて当該社会福祉施設に入所している者に対して理容を行う場合 (3) 興行場において演劇等に出演する者等に対してその出演等の直前に理容を行う場合 (4) 理容所がないへき地又は離島に居住している者に対してその居住地において理容を行う場合 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長がやむを得ない事情があると認める場合 (出張理容の届出) 第5条 出張理容を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、政令第4条第2号又は前条第1号、第3号若しくは第5号に掲げる場合は、この限りでない。 ○鹿児島市美容師法施行条例(平成24年条例第64号) (出張美容ができる場合) 第4条 政令第4条第3号の条例で定める出張美容ができる場合は、次のとおりとする。 (1) 警察官署、刑務所又は拘置所の長の求めに応じてこれらの施設に収容されている者に対して美容を行う場合 (2) 社会福祉施設の管理者の求めに応じて当該社会福祉施設に入所している者に対して美容を行う場合 (3) 興行場において演劇等に出演する者等に対してその出演等の直前に美容を行う場合 (4) 美容所がないへき地又は離島に居住している者に対してその居住地において美容を行う場合 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長がやむを得ない事情があると認める場合 (出張美容の届出) 第5条 出張美容を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、政令第4条第2号又は前条第1号、第3号若しくは第5号に掲げる場合は、この限りでない。

	2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更を生じたとき又は出張理容を廃止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 3 市長は、前 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 (出張理容消毒設備等の検査及び確認) 第 6 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、出張理容消毒設備等について市長の検査を受け、法第 9 条の措置を講ずるに適合する旨の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 2 市長は、前項の確認を受けずに出張理容を行った者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。	2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更を生じたとき又は出張美容を廃止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 3 市長は、前 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 (出張美容消毒設備等の検査及び確認) 第 6 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、出張美容消毒設備等について市長の検査を受け、法第 13 条の措置を講ずるに適合する旨の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 2 市長は、前項の確認を受けずに出張美容を行った者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
施行細則	○鹿児島市理容師法施行細則(平成 8 年規則第 45 号) (理容所以外での業務承認等) 第 8 条 条例第 4 条第 5 号の規定により承認を受けようとする者は、あらかじめ、理容所以外での業務承認申請書(様式第 6)を保健所長に提出しなければならない。 2 保健所長は、前項の申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、理容所以外での業務承認書(様式第 7。以下「承認書」という。)を交付するものとする。 3 前項の承認を受けた者は、就業中にあっては、承認書を携帯しなければならない。 (出張理容の届出及び出張理容消毒設備等の検査申請) 第 9 条 条例第 5 条第 1 項の規定により出張理容の届出をし、条例第 6 条第 1 項の規定により出張理容消毒設備等の検査及び確認を受けようとする者は、出張理容届出及び出張理容消毒設備等検査申請書(様式第 8)に必要な書類を添付して、保健所長に提出しなければならない。 (出張理容届出済証の交付) 第 10 条 保健所長は、条例第 5 条第 1 項の規定による出張理容の届出があったときは、当該届出者に対し、出張理容届出済証(様式第 9)を交付するものとする。	鹿児島市美容師法施行細則(平成 8 年規則第 46 号) (美容所以外での業務承認等) 第 8 条 条例第 4 条第 5 号の規定により承認を受けようとする者は、あらかじめ、美容所以外での業務承認申請書(様式第 6)を保健所長に提出しなければならない。 2 保健所長は、前項の申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、美容所以外での業務承認書(様式第 7。以下「承認書」という。)を交付するものとする。 3 前項の承認を受けた者は、就業中にあっては、承認書を携帯しなければならない。 (出張美容の届出及び出張美容消毒設備等の検査申請) 第 9 条 条例第 5 条第 1 項の規定により出張美容の届出をし、条例第 6 条第 1 項の規定により出張美容消毒設備等の検査及び確認を受けようとする者は、出張美容届出及び出張美容消毒設備等検査申請書(様式第 8)に必要な書類を添付して、保健所長に提出しなければならない。 (出張美容届出済証の交付) 第 10 条 保健所長は、条例第 5 条第 1 項の規定による出張美容の届出があったときは、当該届出者に対し、出張美容届出済証(様式第 9)を交付するものとする。

		2 出張理容届出済証の交付を受けた者は、出張理容を行うときは、当該出張理容届出済証を出張理容を行う理容師に携帯させなければならない。 (出張理容の変更等の届出) 第 11 条 出張理容の届出者は、条例第 5 条第 2 項の規定により出張理容の届出事項の変更又は出張理容の廃止に係る届出をするときは、様式第 10 による届出書に必要な書類を添付して、保健所長に提出しなければならない。 2 保健所長は、前項の規定により、出張理容届出済証の記載事項に係る届出事項の変更の届出があったときは、当該届出をした者に対し、出張理容届出済証を書き換えて交付する。 (出張理容届出済証の再交付申請) 第 12 条 出張理容の届出者は、出張理容届出済証を亡失し、又は破損したときは、出張理容届出済証再交付申請書(様式第 11)を保健所長に提出しなければならない。この場合において、破損によるときは、当該申請書に当該出張理容届出済証を添付しなければならない。 2 保健所長は、前項の規定により申請があったときは、当該申請をした者に対し、出張理容届出済証を再交付する。 (出張理容消毒設備等の検査及び確認) 第 13 条 保健所長は、条例第 6 条第 1 項に規定する出張理容消毒設備等の検査及び確認を行い、当該設備等が法第 9 条に規定する措置を講ずるに適することを確認したときは、出張理容の届出をした者に対し、出張理容消毒設備等検査確認済証(様式第 12)を交付するものとする。 2 条例第 6 条第 1 項ただし書の規則で定める場合は、検査確認済証が交付された理容所の消毒設備を使用して消毒を行う理容師が出張理容を行う場合とする。	2 出張美容届出済証の交付を受けた者は、出張美容を行うときは、当該出張美容届出済証を出張美容を行う美容師に携帯させなければならない。 (出張美容の変更等の届出) 第 11 条 出張美容の届出者は、条例第 5 条第 2 項の規定により出張美容の届出事項の変更又は出張美容の廃止に係る届出をするときは、様式第 10 による届出書に必要な書類を添付して、保健所長に提出しなければならない。 2 保健所長は、前項の規定により、出張美容届出済証の記載事項に係る届出事項の変更の届出があったときは、当該届出をした者に対し、出張美容届出済証を書き換えて交付する。 (出張美容届出済証の再交付申請) 第 12 条 出張美容の届出者は、出張美容届出済証を亡失し、又は破損したときは、出張美容届出済証再交付申請書(様式第 11)を保健所長に提出しなければならない。この場合において、破損によるときは、当該申請書に当該出張美容届出済証を添付しなければならない。 2 保健所長は、前項の規定により申請があったときは、当該申請をした者に対し、出張美容届出済証を再交付する。 (出張美容消毒設備等の検査及び確認) 第 13 条 保健所長は、条例第 6 条第 1 項に規定する出張美容消毒設備等の検査及び確認を行い、当該設備等が法第 8 条に規定する措置を講ずるに適することを確認したときは、出張美容の届出をした者に対し、出張美容消毒設備等検査確認済証(様式第 12)を交付するものとする。 2 条例第 6 条第 1 項ただし書の規則で定める場合は、検査確認済証が交付された美容所の消毒設備を使用して消毒を行う美容師が出張美容を行う場合とする。
山形市	要綱等	○山形市出張理容・美容衛生等指導要領(令和3年3月10日) 第4 出張理美容ができる場合 1 疾病その他の理由により、理美容所に来ることができない者に対して理容又は美容を行う場合(理容師法施行令(昭和28年政令第232号))第4条第1項項及び美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第1号) なお、対象となる者には、次のような者が該当すると考えられる。	

	(1) 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障がい、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理美容所に来ることが困難であると認められるもの (2) 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの 2 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容又は美容を行う場合（理容師法施行令第4条第2号及び美容師法施行令第4条第2号） 3 社会福祉施設その他収容施設においてその入所者に対して理容又は美容を行う場合（山形市理容師法施行条例第2条及び山形市美容師法施行条例第2条） なお、対象となる施設は次のいずれかに該当する施設及び該当する事業を行う施設であり、施術の対象者は入所又は入居により支援を行う施設の入所者（入居者）並びに通所により支援を行う施設又は事業所の利用者のうち自ら外出等その場を移動することが困難な者であること。 (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第4号まで及び同条第3項第4号及び第4号の2に規定する社会福祉事業のうち入所又は入居により支援を行う施設及び通所により支援を行う施設事業所を経営する事業 (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険事業のうち入所又は入居により支援を行う施設及び通所により支援を行う施設事業所を経営する事業 (3) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）に基づく刑事収容施設 (4) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく入管収容施設 第5 衛生等指導事項 2 携行品等 <u>出張理美容を行う際には、次の器具等を携行すること。</u> <u>なお、複数人に対し理容又は美容を行う場合は、1人ごとに消毒された器具、タオル等を用いるのに十分な数量を携行すること。</u> <u>(1) 洗淨及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具並びにこれらを衛生的かつ安全に収納できるもの</u> <u>(2) 使用済みののはさみ等の理容器具・美容器具を安全に収納できるもの</u> <u>(3) 消毒された布片類・タオル並びにこれらを衛生的に収納できるもの</u> <u>(4) 外傷に対する救急措置に必要な薬品及び衛生材料</u> <u>(5) 手洗いに必要な石けん、消毒液等</u> <u>(6) 出張先で消毒を行う場合は、器具類を消毒する消毒薬及び消毒に必要な器材</u> <u>(7) ビニールなど不浸透性材料のシート</u> <u>(8) 毛髪等の廃棄物を入れる蓋付きの専用容器又は丈夫な袋</u> 第6 出張理美容師に対する確認等の取扱い 1 所長は、山形市内で出張理美容を行おうとする理美容師に対し、出張理容・出張美容業務届により届出をさせること。
--	---

なお、既に届出済みの出張理美容師のうち所属理美容師であって、所属する理美容所を退職した場合（所属する理美容所を退職後、直ちに新たな理美容所に所属する場合であって、新たな所属理美容所の開設者の承諾を得られる場合を除く。）は、新たに届出が必要であること。

また、出張理美容を行おうとする理美容師が無所属理美容師である場合の届出の有効期間については、3年を超えない範囲とすること。

- 2 出張理美容を行おうとする理美容師が無所属理美容師である場合の初回の届出に際しては、次の事項を確認すること。ただし、2回目以降の届出については確認を省略することができる。

(1) 理容師又は美容師免許証（原本）

(2) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病（＊）の有無に関する医師の診断書（発行後3か月以内のもの）（（＊）現在厚生労働大臣が指定する伝染性疾病はない）

- 3 出張理美容を行おうとする理美容師が所属理美容師（理美容所の開設者である理美容師を除く。）である場合は、当該所属理美容所の開設者から、当該理美容師が店舗の従業者であること、出張理美容の際に店舗の器具及び消毒設備の使用を承諾する旨の証明があることを確認すること。

なお、所属理美容師であっても、当該所属理美容所の開設者から承諾を得ていない場合は、無所属理美容師と同様の取扱いとすること。

- 4 所長は、上記 1 により届出のあった出張理美容師が山形市外の理美容所に所属している場合又は無所属理美容師である場合は、当該出張理美容師に対し、必要に応じ衛生指導を行うとともに、出張業務に使用する携行品及び消毒設備の確認を行うこと。

- 5 所長は、上記 1～4 について確認したときは、当該出張理美容師に対し、次の区分により届出済証を交付し、出張営業中は携帯するよう指導すること。

(1) 所属理美容師である場合は、出張理容業務届出済証（所属理容師用）又は出張美容業務届出済証（所属美容師用）

(2) 無所属理美容師である場合は、出張理容業務届出済証（無所属理容師用）又は出張美容業務届出済証（無所属美容師用）

- 6 所長は、上記 1 により届出のあった出張理美容師に対し、当該届出事項に変更が生じた場合は、出張理容・出張美容業務届出事項変更届により変更届を提出させること。

ただし、所属理美容所に係る場合は、所属する理美容所を退職後、直ちに新たな理美容所に所属する場合であって、新たな所属理美容所の開設者の承諾を得られる場合のみとする。

なお、当該変更事項が届出済証の記載事項である場合は、新たに届出済証を交付するものとする。

- 7 所長は、上記 1 により届出のあった出張理美容師が次の返納事由に該当するときは、速やかに出張理容・出張美容業務届出済証返納届を提出させるとともに、届出済証を返納させること。

なお、届出済証の有効期限が満了したとき、又は上記 1 により届出のあった出張理美容師が次の返納事由に該当したときは、交付した届出済証は失効するものとする。

返納事由	届出の対象者
出張理美容を辞めた場合	所属理美容師
	無所属理美容師
所属理美容所を退職し、直ちに新たな理美容所に所属しない場合	所属理美容師

		理美容所に所属する場合 (所属理美容所の開設者から承諾を受けない場合を除く。) 無所属理美容師	
		8 上記5で交付した届出済証を出張理美容師が紛失した場合は、出張理容・出張美容業務届出済証再交付申請書を提出させ、新たな届出済証の交付を行うこと。 9 所長は、届出者に対し、第4に規定する出張理美容ができる場合に該当しない者に対して出張理美容を行うことは法律違反であることを周知すること。	

< 3. 出張理容・出張美容の業を行うに当たって自治体への届出が必要とされ、その後講習の受講が義務づけられている例 >

		理容	美容
埼玉県	条例	○理容師法施行条例(平成 12 年条例第 23 号) (出張理容を行うことができる場合) 第四条 理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号。第六 条第一項において「政令」という。)第四条第三号に規定する条例で 定める場合は、次のとおりとする。 一 付近に理容所のないへき地に出張して理容を行う場合 二 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七 年法律第五十号)第二条第一号に規定する被収容者又は同条第 二号に規定する被留置者に対して理容を行う場合 三 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理容を 行う場合 四 前三号に掲げる場合のほか、規則で定める場合 (出張理容を行う場合の衛生上必要な措置) 第五条 法第六条の二ただし書の規定による理容所以外の場所にお ける業(次条及び第七条において「出張理容」という。)を行う理容師 が講ずべき法第九条第三号に規定する条例で定める衛生上必要な 措置は、第二条に掲げるもののほか、次のとおりとする。 一 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める措置 (出張理容を行う場合の届出) 第六条 理容師は、出張理容を行う場合は、あらかじめ、規則で定め るところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、 政令第四条第二号又はこの条例第四条第三号に掲げる場合は、こ の限りでない。 2 前項の規定による届出をした理容師は、その届出に係る事項を変 更したとき又は出張理容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定め るところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 (出張理容に関する講習) 第七条 前条第一項の規定による届出をした理容師(理容所の開設 者及び従業者を除く。)は、規則で定めるところにより、出張理容を	○美容師法施行条例(平成 12 年条例第 24 号) (出張美容を行うことができる場合) 第四条 美容師法施行令(昭和三十二年政令第二百七十七号。第六 条第一項において「政令」という。)第四条第三号に規定する条例で 定める場合は、次のとおりとする。 一 付近に美容所のないへき地に出張して美容を行う場合 二 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七 年法律第五十号)第二条第一号に規定する被収容者又は同条第 二号に規定する被留置者に対して美容を行う場合 三 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に美容を 行う場合 四 前三号に掲げる場合のほか、規則で定める場合 (出張美容を行う場合の衛生上必要な措置) 第五条 法第七条ただし書の規定による美容所以外の場所における 業(次条及び第七条において「出張美容」という。)を行う美容師が 講ずべき法第八条第三号に規定する条例で定める衛生上必要な措 置は、第二条に掲げるもののほか、次のとおりとする。 一 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める措置 (出張美容を行う場合の届出) 第六条 美容師は、出張美容を行う場合は、あらかじめ、規則で定め るところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、 政令第四条第二号又はこの条例第四条第三号に掲げる場合は、こ の限りでない。 2 前項の規定による届出をした美容師は、その届出に係る事項を変 更したとき又は出張美容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定め るところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 (出張美容に関する講習) 第七条 前条第一項の規定による届出をした美容師(美容所の開設 者及び従業者を除く。)は、規則で定めるところにより、出張美容を

		行う場合における衛生上必要な措置に関し知識を修得するための知事が指定する講習を受けなければならない。	行う場合における衛生上必要な措置に関し知識を修得するための知事が指定する講習を受けなければならない。
	施行細則	○理容師法施行細則(昭和 41 年規則第 12 号) (出張理容の届出) 第二条 理容師法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十三号。次項及び次条において「条例」という。)第六条第一項の規定による届出は、出張理容届を出張理容を行おうとする場所の所在地を管轄する保健所長(出張理容を複数の場所で行おうとする場合は、出張理容を行おうとする主たる場所の所在地を管轄する保健所長)に提出して行うものとする。 2 条例第六条第二項の規定による届出は、出張理容届出事項変更届又は出張理容廃業届を前項に規定する保健所長に提出して行うものとする。 (出張理容に関する講習) 第三条 条例第七条に規定する理容師は、届出をした日から一年以内に第一回の同条の規定による講習(以下この条において「講習」という。)を受けなければならない。 2 条例第七条に規定する理容師は、前項の第一回の講習を受けた日後は、同日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して三年の期間ごとに講習を受けなければならない。 3 前二項に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、知事が定める。 (様式) 第四条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四 (略) 五 第二条第一項の出張理容届 様式第五号 六 第二条第二項の出張理容届出事項変更届 様式第六号 七 第二条第二項の出張理容廃業届 様式第七号 2 法第十一条第二項の規定による廃止の届出は、様式第八号の理容所廃止届を提出して行うものとする。	○美容師法施行細則(昭和 41 年規則第 13 号) (出張美容の届出) 第二条 美容師法施行条例(平成十二年埼玉県条例第二十四号。次項及び次条において「条例」という。)第六条第一項の規定による届出は、出張美容届を出張美容を行おうとする場所の所在地を管轄する保健所長(出張美容を複数の場所で行おうとする場合は、出張美容を行おうとする主たる場所の所在地を管轄する保健所長)に提出して行うものとする。 2 条例第六条第二項の規定による届出は、出張美容届出事項変更届又は出張美容廃業届を前項に規定する保健所長に提出して行うものとする。 (出張美容に関する講習) 第三条 条例第七条に規定する美容師は、届出をした日から一年以内に第一回の同条の規定による講習(以下この条において「講習」という。)を受けなければならない。 2 条例第七条に規定する美容師は、前項の第一回の講習を受けた日後は、同日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して三年の期間ごとに講習を受けなければならない。 3 前二項に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、知事が定める。 (様式) 第四条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四 (略) 五 第二条第一項の出張美容届 様式第五号 六 第二条第二項の出張美容届出事項変更届 様式第六号 七 第二条第二項の出張美容廃業届 様式第七号 2 法第十一条第二項の規定による廃止の届出は、様式第八号の美容所廃止届を提出して行うものとする。
越谷市	条例	○越谷市理容師法施行条例(平成 26 年条例第 88 号) (出張理容を行うことができる場合)	○越谷市美容師法施行条例(平成 26 年条例第 89 号) (出張美容を行うことができる場合)

	第 4 条 理容師法施行令(昭和 28 年政令第 232 号。以下「政令」という。)第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、次のとおりとする。 (1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)第 2 条第 1 号の被収容者又は同条第 2 号の被留置者に対して理容を行う場合 (2) 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合 (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 (出張理容を行う場合の衛生上必要な措置) 第 5 条 法第 6 条の 2 ただし書の規定による理容所以外の場所における業(次条及び第 7 条において「出張理容」という。)を行う理容師が講ずべき法第 9 条第 3 号の条例で定める衛生上必要な措置は、第 2 条に掲げるもののほか、次のとおりとする。 (1) 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める措置 (出張理容を行う場合の届出) 第 6 条 理容師は、出張理容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第 4 条第 2 号又は政令第 4 条第 2 号に掲げる場合は、この限りでない。 2 前項の規定による届出をした理容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張理容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 (出張理容に関する講習) 第 7 条 前条第 1 項の規定による届出をした理容師(理容所の開設者及び従業者を除く。)は、規則で定めるところにより、出張理容を行う場合における衛生上必要な措置に関し知識を修得するための市長が指定する講習を受けなければならない。	第 4 条 美容師法施行令(昭和 32 年政令第 277 号。以下「政令」という。)第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、次のとおりとする。 (1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)第 2 条第 1 号の被収容者又は同条第 2 号の被留置者に対して美容を行う場合 (2) 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合 (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 (出張美容を行う場合の衛生上必要な措置) 第 5 条 法第 7 条ただし書の規定による美容所以外の場所における業(次条及び第 7 条において「出張美容」という。)を行う美容師が講ずべき法第 8 条第 3 号の条例で定める衛生上必要な措置は、第 2 条に掲げるもののほか、次のとおりとする。 (1) 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を携帯すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める措置 (出張美容を行う場合の届出) 第 6 条 美容師は、出張美容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第 4 条第 2 号又は政令第 4 条第 2 号に掲げる場合は、この限りでない。 2 前項の規定による届出をした美容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張美容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 (出張美容に関する講習) 第 7 条 前条第 1 項の規定による届出をした美容師(美容所の開設者及び従業者を除く。)は、規則で定めるところにより、出張美容を行う場合における衛生上必要な措置に関し知識を修得するための市長が指定する講習を受けなければならない。
施行細則	○越谷市理容師法施行細則(平成 27 年規則第 56 号) (出張理容の届出) 第 6 条 条例第 6 条第 1 項の規定による届出は、出張理容届(第 8 号様式)により行うものとする。	○越谷市美容師法施行細則(平成 27 年規則第 73 号) (出張美容の届出) 第 6 条 条例第 6 条第 1 項の規定による届出は、出張美容届(第 8 号様式)により行うものとする。

	(出張理容の届出に係る事項の変更の届出等) 第 7 条 条例第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更の届出は、出張理容届出事項変更届(第 9 号様式)により行うものとする。 2 条例第 6 条第 2 項の規定による廃業の届出は、出張理容廃業届(第 10 号様式)により行うものとする。 (出張理容に関する講習) 第 8 条 条例第 7 条に規定する理容師は、届出をした日から 1 年以内に第 1 回の同条の規定による講習(以下「講習」という。)を受けなければならない。 2 条例第 7 条に規定する理容師は、第 1 回の講習を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 3 年の期間ごとに講習を受けなければならない。 3 前 2 項に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、市長が別に定める。	(出張美容の届出に係る事項の変更の届出等) 第 7 条 条例第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更の届出は、出張美容届出事項変更届(第 9 号様式)により行うものとする。 2 条例第 6 条第 2 項の規定による廃業の届出は、出張美容廃業届(第 10 号様式)により行うものとする。 (出張美容に関する講習) 第 8 条 条例第 7 条に規定する美容師は、届出をした日から 1 年以内に第 1 回の同条の規定による講習(以下「講習」という。)を受けなければならない。 2 条例第 7 条に規定する美容師は、第 1 回の講習を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 3 年の期間ごとに講習を受けなければならない。 3 前 2 項に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、市長が別に定める。
--	---	---

＜ 4. 出張理容・出張美容の業を行うに当たって実施主体を理容所・美容所の開設者に限定している例＞

		理容	美容
沖縄県	条例	○理容師法施行条例(平成12年条例第26号) (理容所以外の場所で業務を行うことができる場合) 第4条 理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第4条第3号の条例で定める理容所以外の場所で業務を行うことができる場合は、別表第3のとおりとする。 別表第3(第4条関係) (1) 刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して理容を行う場合 (2) 社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して理容を行う場合 (3) 理容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて理容を行う場合 (4) 前3号に掲げる場合のほか、特別の事情により知事が承認した場合	○美容師法施行条例(平成12年条例第27号) (美容所以外の場所で業務を行うことができる場合) 第4条 美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第3号の条例で定める美容所以外の場所で業務を行うことができる場合は、別表第3のとおりとする。 別表第3(第4条関係) (1) 刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して美容を行う場合 (2) 社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して美容を行う場合 (3) 美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて美容を行う場合 (4) 前3号に掲げる場合のほか、特別の事情により知事が承認した場合
	施行細則	○理容師法施行細則(平成10年規則第43号) (理容師出張業届) 第8条 理容師は、法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において理容の業を行おうとするときは、あらかじめ理容師出張業届(第11号様式)を知事に提出しなければならない。	○美容師法施行細則(平成10年規則第44号) (美容師出張業届) 第8条 美容師は、法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行おうとするときは、あらかじめ美容師出張業届(第11号様式)を知事に提出しなければならない。
	要綱等	○沖縄県出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱 第2 実施主体 条例第4条に定める場合の出張理容・出張美容については、携行品等の衛生的管理及び消毒並びに従業者の健康管理等の衛生措置の確保が必要であることから、その実施主体は、理容師法(昭和22年法律第234号)第11条第1項又は美容師法(昭和32年法律第163号)第11条第1項に基づき理容所又は美容所の開設の届出をし、理容師法第11条の2又は美容師法第12条の規定に基づき県知事等の検査を受け、使用することができることとされている理容所又は美容所の開設者(当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。以下同じ。)を対象としていること。 なお、理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第4条第1号及び第2号又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第1号及び第2号に定める出張理容・出張美容の実施主体についても、平成19年10月4日付け厚生労働省健康局長通知「出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱について」中、理容所又は美容所の開設者がふさわしいとしていることから、理容所又は美容所の開設者を対象として取り扱うこととする。	

福井市	条例	○福井市理容の業を行う場合の衛生措置等を定める条例(平成 30 年 条例第 67 号) 第 2 条 法第 9 条第 3 号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。 (1) 作業中は常に清潔な作業衣を着用し、顔面の作業中はマスクを使用すること。 (2) 手及び指は、常に清潔にし、作業の前に客 1 人ごとに消毒又はせっけん等による洗浄を行うこと。 (3) 耳孔又は鼻孔の毛は、客の求めがないときは、そらないこと。 (4) 毛をそる際に用いるせっけんは、粉末又は液体にしたものを使用し、客 1 人ごとにこれを取り替えること。 (5) 理容所内に生じたくず毛又は汚物は、その都度清掃し、蓋の付いた毛髪箱又は汚物箱に入れること。 (6) 酒気を帯び、又は喫煙をしながら作業しないこと。 (7) 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いるときは、清潔なものを使用し、作業後は客 1 人ごとに廃棄すること。 (8) 消毒薬は、適正な濃度を保つようにし、適時取り替えること。 (9) 機械、器具、化粧品又は薬品を使用するときは、使用前に十分にその安全性及び衛生面について点検し、使用中も注意を怠らず、客に害を及ぼすおそれがあるものは使用しないこと。 (10) 皮膚の疾患にかかっている客の作業を終えたときは、手及び指並びに器具、作業衣、布片その他作業に使用したものを速やかに消毒すること。 (11) 作業中は、理容所内を常に清掃し、並びに採光及び換気を十分に行うこと。 (12) <u>法第 6 条の 2 ただし書の規定により理容師が理容所以外の場所において理容の業を行うときは、前各号に掲げる措置を講ずるほか、消毒用の器具及び消毒薬を携行すること。この場合において、第 5 号及び第 11 号の規定の適用については、第 5 号及び第 11 号中「理容所」とあるのは「理容の業を行う場所」とする。</u> (理容所以外の場所で業務を行うことができる場合) 第 4 条 政令第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 司法警察職員の求めにより、留置施設において、留置されて	○福井市美容の業を行う場合の衛生措置等を定める条例(平成 30 年 条例第 75 号) 第 2 条 法第 8 条第 3 号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。 (1) 作業中は常に清潔な作業衣を着用し、顔面の作業中はマスクを使用すること。 (2) 手及び指は、常に清潔にし、作業の前に客 1 人ごとに消毒又はせっけん等による洗浄を行うこと。 (3) 美容所内に生じたくず毛又は汚物は、その都度清掃し、蓋の付いた毛髪箱又は汚物箱に入れること。 (4) 酒気を帯び、又は喫煙をしながら作業しないこと。 (5) 電気器具を用いた作業を行っているときは、客から離れないこと。 (6) 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いるときは、清潔なものを使用し、作業後は客 1 人ごとに廃棄すること。 (7) 消毒薬は、適正な濃度を保つようにし、適時取り替えること。 (8) 機械、器具、化粧品又は薬品を使用するときは、使用前に十分にその安全性及び衛生面について点検し、使用中も注意を怠らず、客に害を及ぼすおそれがあるものは使用しないこと。 (9) 皮膚の疾患にかかっている客の作業を終えたときは、手及び指並びに器具、作業衣、布片その他作業に使用したものを速やかに消毒すること。 (10) 作業中は、美容所内を常に清掃し、並びに採光及び換気を十分に行うこと。 (11) <u>法第 7 条ただし書の規定により美容師が美容所以外の場所において美容の業を行うときは、前各号に掲げる措置を講ずるほか、消毒用の器具及び消毒薬を携行すること。この場合において、第 3 号及び前号の規定の適用については、これらの規定中「美容所」とあるのは「美容の業を行う場所」とする。</u> (美容所以外の場所で業務を行うことができる場合) 第 4 条 政令第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 司法警察職員の求めにより、留置施設において、留置されてい
-----	----	---	--

	いる者に対し、理容の業を行う場合 (2) 興行場法(昭和 23 年法律第 137 号)第 1 条第 1 項に規定する興行場において、演芸を行う者に対し、理容の業を行う場合 (3) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対し、理容の業を行う場合 (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、特別の理由により理容所以外の場所において理容の業を行う場合であって、市長がやむを得ないと認めるとき。 2 理容師は、前項第 4 号の規定により理容所以外の場所において理容の業を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない	る者に対し、美容の業を行う場合 (2) 興行場法(昭和 23 年法律第 137 号)第 1 条第 1 項に規定する興行場において、演芸を行う者に対し、美容の業を行う場合 (3) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対し、美容の業を行う場合 (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、特別の理由により美容所以外の場所において美容の業を行う場合であって、市長がやむを得ないと認めるとき。 2 美容師は、前項第 4 号の規定により美容所以外の場所において美容の業を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。
施 行 細 則	○福井市理容の業を行う場合の衛生措置等を定める条例施行規則(平成 31 年規則第 53 号) (理容所以外の場所で業務を行おうとする場合の承認の申請) 第 3 条 条例第 4 条第 2 項の承認を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、理容師出張営業承認申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の承認をしたときは、申請者に対し、理容師出張営業承認書(様式第 2 号)を交付するものとする。	○福井市美容の業を行う場合の衛生措置等を定める条例施行規則(平成 31 年規則第 68 号) (美容所以外の場所で業務を行おうとする場合の承認の申請) 第 3 条 条例第 4 条第 2 項の承認を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、美容師出張営業承認申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の承認をしたときは、申請者に対し、美容師出張営業承認書(様式第 2 号)を交付するものとする。
要綱等	○福井市理容師法・美容師法事務処理・監視指導マニュアル 第6 出張営業 (1)出張営業 理(美)容所以外の場所で、理(美)容業を行うことができる場合は次のとおりであり、<u>衛生確保の観点から、理(美)容所の開設者(理(美)容所に所属する理(美)容師を含む。)</u>に限定して認めるものとする。	

< 5. その他（社会福祉施設等では設置要件が緩和されている例） >

		理容	美容
東京都	条例	○理容師法施行条例(平成 12 年条例第 38 号) (理容所について講ずべき措置) 第三条 法第十二条第四号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 一 理容の業務を行う一作業室の床面積は、十三平方メートル以上であること。 二 一作業室に置くことができる理容いすの数は、一作業室の床面積が十三平方メートルの場合は三台までとし、三台を超えて置く場合の床面積は、十三平方メートルに理容いす一台を増すごとに四・九平方メートルを加えた面積以上とすること。 三 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。 四 消毒済物品容器及び未消毒物品容器を備えること。 五 理容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。 (理容所以外の場所で業を行うことができる場合) 第四条 理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号)第四条第三号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。 一 山間部等における理容所のない地域に居住する者に対して、その居住地で施術を行う場合 二 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 三 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 (社会福祉施設等に理容所を開設する場合の特例) 第五条 東京都規則で定める社会福祉施設等において身体の障害、疾病その他の理由により、第三条に規定する措置に適合する理容所に来ることが困難な者(以下「利用困難者」という。)に対して専ら理容の業務を行う理容所を開設する場合の衛生上必要な措置は、同条第一号及び第二号に規定する措置に代えて、理容の業務を行う作業室が、利用困難者の状態等を勘案し、当該業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。	○美容師法施行条例(平成 12 年条例第 39 号) (美容所について講ずべき措置) 第三条 法第十三条第四号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 一 美容の業務を行う一作業室の床面積は、十三平方メートル以上であること。 二 一作業室に置くことができる美容いすの数は、一作業室の床面積が十三平方メートルの場合は六台までとし、六台を超えて置く場合の床面積は、十三平方メートルに美容いす一台を増すごとに三平方メートルを加えた面積以上とすること。 三 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。 四 消毒済物品容器及び未消毒物品容器を備えること。 五 美容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。 (美容所以外の場所で業を行うことができる場合) 第四条 美容師法施行令(昭和三十二年政令第二百七十七号)第四条第三号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。 一 山間部等における美容所のない地域に居住する者に対して、その居住地で施術を行う場合 二 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 三 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 (社会福祉施設等に美容所を開設する場合の特例) 第五条 東京都規則で定める社会福祉施設等において身体の障害、疾病その他の理由により、第三条に規定する措置に適合する美容所に来ることが困難な者(以下「利用困難者」という。)に対して専ら美容の業務を行う美容所を開設する場合の衛生上必要な措置は、同条第一号及び第二号に規定する措置に代えて、美容の業務を行う作業室が、利用困難者の状態等を勘案し、当該業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。

施行細則	○理容師法施行細則(昭和 33 年規則第 56 号) (社会福祉施設等) 第四条 理容師法施行条例(平成十二年東京都条例第三十八号)第五条の東京都規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げる社会福祉施設、病院及び自動車とする。 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を提供するものに限る。)、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を行う施設(他の号に掲げるものを除く。) 二 障害者総合支援法第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十八項に規定する福祉ホーム 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者福祉センター 四 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第一項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う施設並びに同法第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設 五 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム 六 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院 七 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設 八 医療法(昭和二十三年法律第百五号)第一条の五第一項に規定する病院 九 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車で、専ら前各号に掲げる社会福祉施設等の	○美容師法施行細則(昭和 33 年規則第 57 号) (社会福祉施設等) 第四条 美容師法施行条例(平成十二年東京都条例第三十九号)第五条の東京都規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げる社会福祉施設、病院及び自動車とする。 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を提供するものに限る。)、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を行う施設(他の号に掲げるものを除く。) 二 障害者総合支援法第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十八項に規定する福祉ホーム 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者福祉センター 四 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第一項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う施設並びに同法第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設 五 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム 六 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院 七 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設 八 医療法(昭和二十三年法律第百五号)第一条の五第一項に規定する病院 九 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車で、専ら前各号に掲げる社会福祉施設等の
------	--	--

		入所者その他これと同程度の状態にある者に理容の業を提供する目的で使用するもの	入所者その他これと同程度の状態にある者に美容の業を提供する目的で使用するもの
足立区	条例	○足立区理容師法施行条例(平成 24 年条例第 17 号) (理容所について講ずべき措置) 第3条 法第 12 条第4号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1) 理容の業務を行う1作業室の床面積は、13 平方メートル以上であること。 (2) 1作業室に置くことができる理容椅子の数は、1作業室の床面積が 13 平方メートルの場合は3台までとし、3台を超えて置く場合の床面積は、13 平方メートルに理容椅子 1台を増すごとに 4.9 平方メートルを加えた面積以上とすること。 (3) 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。 (4) 消毒済の器具及び未消毒の器具の保管場所を備えること。 (5) 理容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。 (理容所以外の場所で業を行うことができる場合) 第4条 政令第4条第3号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。 (1) 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 (2) 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 (社会福祉施設等に理容所を開設する場合の特例) 第5条 <u>規則で定める社会福祉施設等において身体の障がい、疾病その他の理由により、第3条に規定する措置に適合する理容所に来ることが困難な者(以下「利用困難者」という。)</u>に対して専ら理容の業務を行う理容所を開設する場合の衛生上必要な措置は、同条第1号及び第2号に規定する措置に代えて、理容の業務を行う作業室が、利用困難者の状態等を勘案し、当該業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。	○足立区美容師法施行条例(平成 24 年条例第 18 号) (美容所について講ずべき措置) 第3条 法第 13 条第4号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1) 美容の業務を行う1作業室の床面積は、13 平方メートル以上であること。 (2) 1作業室に置くことができる美容椅子の数は、1作業室の床面積が 13 平方メートルの場合は6台までとし、6台を超えて置く場合の床面積は、13 平方メートルに美容椅子 1台を増すごとに3平方メートルを加えた面積以上とすること。 (3) 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。 (4) 消毒済の器具及び未消毒の器具の保管場所を備えること。 (5) 美容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。 (美容所以外の場所で業を行うことができる場合) 第4条 政令第4条第3号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。 (1) 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 (2) 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 (社会福祉施設等に美容所を開設する場合の特例) 第5条 <u>規則で定める社会福祉施設等において身体の障がい、疾病その他の理由により、第3条に規定する措置に適合する美容所に来ることが困難な者(以下「利用困難者」という。)</u>に対して専ら美容の業務を行う美容所を開設する場合の衛生上必要な措置は、同条第1号及び第2号に規定する措置に代えて、美容の業務を行う作業室が、利用困難者の状態等を勘案し、当該業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。
	施行細則	○足立区理容師法施行細則(昭和 50 年規則第 27 号) (社会福祉施設等)	○足立区美容師法施行細則(昭和 50 年規則第 26 号) (社会福祉施設等)

	第5条 条例第5条の規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げる社会福祉施設、病院及び自動車とする。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を提供するものに限る。)、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を行う施設(他の号に掲げるものを除く。) (2) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第26項に規定する地域活動支援センター及び同条第27項に規定する福祉ホーム (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う施設並びに同法第7条第1項に規定する乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設 (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設 (7) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設 (8) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院 (9) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車で、専ら前各号に掲げる社会福祉施設等の入所者その他これと同程度の状態にある者に理容の業を提供する目的で使用するもの	第5条 条例第5条の規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げる社会福祉施設、病院及び自動車とする。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を提供するものに限る。)、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を行う施設(他の号に掲げるものを除く。) (2) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第26項に規定する地域活動支援センター及び同条第27項に規定する福祉ホーム (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う施設並びに同法第7条第1項に規定する乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設 (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設 (7) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設 (8) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院 (9) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車で、専ら前各号に掲げる社会福祉施設等の入所者その他これと同程度の状態にある者に美容の業を提供する目的で使用するもの
--	---	---